

日常生活用具の給付(住宅改修費の給付を含む)

- ◆ 在宅の重度障害児・者を対象に（種目別に規定があります）日常生活を容易にするための用具を給付します。
必要な場合は事前にご相談下さい。



- ◎申請のしかた、費用負担についてはP47をご覧ください。
- ◎給付基準額に「※」がある給付品目については、難病患者等も給付の対象になります。
- ◎小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、日常生活用具の対象とならない場合には、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の対象になる場合があります。

区分	給付品目	給付基準額	対象年齢	利用できる方	耐用年数
肢体不自由	便器	※ 4,450	学齢児以上	下肢又は体幹機能障害1・2級の方	8年
	便器(手すり付)	※ 9,850			
	特殊寝台	※ 154,000	18歳以上		
	訓練用ベッド	※ 159,200	学齢~17歳		
	訓練いす	33,100	3~17歳		
	特殊マット	※ 19,600	3歳以上	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する方	5年
	移動・移乗支援用具(手すり・スロープ等)	※ 60,000		平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で、家庭内の移動において介助を必要とする方	8年
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費) P45参照	※ 200,000		下肢、体幹機能障害又は脳病変による運動機能障害が1・2・3級の方(特殊便器への取り替えの場合は上肢障害が1・2級の方)	—
	移動用リフト	※ 159,000	3歳以上	下肢又は体幹機能障害1・2級の方(天井走行型など住宅改修を伴うものを除く)	4年
	入浴補助用具	※ 90,000		下肢又は体幹機能障害で、入浴に介助を必要とする方	8年
	入浴担架	82,400	学齢児以上	下肢又は体幹機能障害1・2級の方(入浴の際に介助を要する方)	5年
	体位変換器	※ 15,000		下肢又は体幹機能障害1・2級の方(下着交換等の際に介助を要する方)	
	特殊尿器	※ 67,000		下肢又は体幹機能障害1級の方で常時介護を必要とする方	
	特殊便器	※ 151,200	3歳以上	上肢機能障害1・2級の方(取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く)	8年
	T状杖・棒状杖	(木製) 2,310 (軽金属製) 3,150		身体障害者で歩行不安定な方	3年
頭部保護帽	(木・ツ・革) 15,656 (木・ツ・革・プラスチック) 37,853		脳性麻痺、失調症等により立位又は歩行が不安定でよく転倒する方	3年	
情報・通信支援用具	100,000		上肢機能障害1・2級の方	—	

■福祉用具

区分	給付品目	給付基準額	対象年齢	利用できる方	耐用年数
視覚障害	情報・通信支援用具	100,000		視覚障害1・2級の方	—
	視覚障害者用体温計（音声式）	9,000	学齢児以上	視覚障害1・2級の方 （視覚障害者の方のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	5年
	電磁調理器	41,000	18歳以上		6年
	視覚障害者用体重計	18,000			5年
	視覚障害者用拡大読書器	198,000	学齢児以上	視覚障害の方で、本装置により文字等を読むことが可能になる方	8年
	点字図書	—		主に、情報の入手を点字によっている視覚障害の方	—
	視覚障害者用ホータブルレコーダー	(録音再生機) 85,000	学齢児以上	視覚障害1・2級の方	6年
		(再生専用機) 35,000			
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000			10年
	視覚障害者用時計	13,300	18歳以上	視覚障害1・2級の方	
	点字器	標準型 (32列18行) 10,712 (32列12行) 6,798		視覚障害者で必要のある方	7年
		携帯用 (32列4行) 7,416 (32列12行) 1,699			5年
	点字タイプライター	63,100		視覚障害1・2級の方で、本人が就学就労しているか、又は就労が見込まれる方	5年
	点字ディスプレイ	383,500	18歳以上	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の方	6年
視覚障害者用活字文書読上装置	99,800	学齢児以上	視覚障害1・2級の方		
視覚障害者用ワープロセッサ（共同利用）	—	学齢児以上	視覚障害の方（入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの）	—	
聴覚・音声・言語障害	聴覚障害者用通信装置（ファックス）	71,000	学齢児以上	聴覚障害又は音声・発音に著しい障害を有する方であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	5年
	携帯用会話補助装置	98,800	学齢児以上	音声言語聴覚障害又は肢体不自由があり、発音・発音に著しい障害を有する方	

区分	給付品目	給付基準額	対象年齢	利用できる方	耐用年数	
聴覚・音声・言語障害	聴覚障害者用 屋内信号装置	87,400	18歳以上	聴覚障害2級の方（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯） ナゾマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む	10年	
	聴覚障害者用 情報受信装置	88,900		聴覚障害の方で、本装置によりテレビの視聴が可能となる方	6年	
その他の障害	火災警報器	15,500		身体障害者手帳1・2級の方（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	8年	
	自動消火器	28,700				
	透析液加温器	51,500	3歳以上	じん臓機能障害1・3級の方（自己連続携行式腹膜灌流式（CAPD）による透析療法を行う方）	5年	
	酸素ボンベ運搬車	17,000	18歳以上	医療保険における在宅酸素療法を行う方	10年	
	ネブライザー （吸入器）	※ 36,000	学齢児以上	呼吸機能障害3級以上の方、又は同等以上と認められる方	5年	
	電気式たん吸引器	※ 56,400				
	人工喉頭	(笛式) 5,150 (気管カニューレ付き) 3,193増			喉頭摘出後の方	4年
		(電動式) 72,203			喉頭摘出後の方のうち、職業上又は教育上特に必要な方	5年
	ストマ装具	(蓄便袋) 8,858 (蓄尿袋) 11,639			人工肛門、人工膀胱で腹膜から排便があり、採尿便の袋を装着する必要のある方	—
		☆(紙おむつ) 12,000			脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な方で下記の条件を全部満たすもの	—
採尿器	(普通型耐久型)製 男性用 7,931 女性用 8,755 (簡易型)製 男性用 5,871 女性用 6,077			尿失禁のある方	1年	
難病	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	157,500		難病患者等のうち人工呼吸器の装着が必要な方	—	

☆紙おむつ支給条件

- ①乳幼児期以前（概ね3歳以前）に発現した非進行性の脳病変によってもたらされた運動機能障害であること。
- ②脳性麻痺等による肢体の機能障害の1級又は2級の者で、便意若しくは尿意の意思表示が困難であり、恒常的に紙おむつを必要とする者。
- ③概ね3歳以上（初回申請時のみ医師意見書による審査が必要です。）

■福祉用具

区分	給付品目	給付基準額	対象年齢	利用できる方	耐用年数	
知的障害	特殊マット	19,600	3歳以上	知的障害児・者で障害程度が最重度・重度で必要と認められる方（ただし、特殊便器については、取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く）	5年	
	特殊便器	151,200			8年	
	電磁調理器	41,000	18歳以上		6年	
	頭部保護帽	(スポーツ・革) 15,656			最重度・重度の知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	3年
		(木質・革・プラスチック) 37,853				
	火災警報器	15,500			知的障害児・者で障害程度が最重度・重度の方（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	8年
自動消火器	28,700					

◎居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の助成対象となる工事は以下のとおりです。

対象となる工事の種類	具体的な範囲
①手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移動動作に資することを目的として設置するもの
②段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための工事であって、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなど
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居室においては畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材のすべりにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更など
④引き戸などへの扉の取替え	
⑤洋式便器などへの便器の取替え	
⑥その他①～⑤に付帯する工事	各号に付帯する工事は以下が基準になります ①手すりの取付けのための壁の下地補強 ②浴室の床の段差解消（床の嵩上げ）に伴う給排水設備工事 ③床材変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤の整備 ④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係る工事費を除く）、便器の変更に伴う床材の変更

（注） ただし、次の工事は除かれますのでご注意ください。

- ・椅子、ベッド等固定しない機器の購入費
- ・日常生活用具の給付に伴う費用
- ・公共下水道、小型合併浄化槽の設置及び配管などの設備に要する費用
- ・予防的改造

日常生活用具給付手続きの流れ

1 申請手続…障害福祉課・各支所地域総務課窓口に必要なものをお持ちください。

- 必要なもの
- ・業者の見積書（市長宛で「（利用者）様分」と備考等に記載）
 - ・申請書（用紙は窓口にあります）
 - ・商品のカタログ（ストマ装具以外）
 - ・個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）
 - ・身体障害者手帳、療育手帳等
 - ・直近の課税証明書の写し（必要な方のみ）

例：令和5年7月から令和6年6月の間で申請する方で、ご家族含め令和5年1月2日以降に諫早市へ転入された方。



2 市から利用者へ決定通知書を、業者へ給付券を郵送します。

決定通知や給付券には、自己負担の金額が示されます。

自己負担は、世帯の所得に応じて決められます。



3 業者から利用者へ納品されます。



4 利用者は、業者に自己負担金をお支払いください。



5 業者が持っている給付券に利用者のご署名をいただきます。



6 業者が市に公費負担額を請求します。

必要なもの：業者の請求書（市長宛で「（利用者）様分」と備考等に記載）

：給付券（利用者の品物受領の署名と、業者の自己負担金受領印があるもの）



7 諫早市から業者へ公費負担額を振込みます。

※なお、日常生活用具給付制度のうち、住宅改修費給付については、申請時や請求時に図面や写真等の添付資料が必要で、市職員が改造する住宅へ調査に伺います。

◎自己負担の金額

用具の種類別に

定められた

基準額内の**1割**は

個人負担

→ただし上限あり（右表）

世帯区分		自己負担	
		ストマ装具以外	ストマ装具（1月分あたり）
生活保護世帯		0円	
市民税非課税世帯		0円	
市民税課税世帯	所得割額33,000円未満世帯	1割負担	800円
	所得割額235,000円未満世帯	1割負担	1,600円
	所得割額235,000円以上の世帯	1割負担	3,300円
市民税所得割額460,000円以上		全額利用者負担	